

誓 約 書

○誓約事項

- 1 私は佐川町においての町税滞納等はありません。
- 2 売店営業及び商品販売に必要な諸手続き及び許可等を取得し、営業許可証等は来店者の見える位置に掲示します。
- 3 売店棟並びに座敷棟の、使用許可期間及び営業許可時間を遵守します。
- 4 許可権利の名義貸し、又貸し、譲渡等をしての営業は行いません。
- 5 店舗、その他の施設の保管、管理に万全を期します。
- 6 協議により、販売等の取り決めた事項については、これを遵守します。
- 7 通路を確保し、出店業者間の調和を保って営業します。
- 8 店舗外へ商品を持ち出しての販売は致しません。
- 9 自由席は完全に自由とするため、来客者の常識ある責任で個々に確保するものとし、敷物又は縄はり等により、場所の先取りをいたしません。
- 10 予約席には、時間・団体名を明記した看板等を設置します。時間的に余裕のある場合には、「何時から予約が入っているので、何時までは使用できる」ということを来客者に説明し、多くの方に花見を楽しんでいただくよう努めます。
- 11 公園内、店舗まわりの環境美化に努め、来客者に不快感を与えないよう留意します。
- 12 原則として、町内で生産されたもの、若しくは加工されたものを販売し、その鮮度を保ちます。
- 13 営業に際しては、衛生的かつ紳士的に接客を行います。
- 14 営業上のトラブルは、出店業者同士で解決するよう努めます。
- 15 来客者同士による重大なトラブルが生じ、来客の安全が守られない場合には、速やかに警察に連絡する等の対応を図ります。
- 16 設備等に不備が生じ、軽微に補修ができる場合はすばやく修理し、出店業者同士では修繕が困難な場合は、応急処置を速やかに行い、委員会をつうじて佐川町に連絡します。
- 17 座敷棟、ハウス、座敷利用の割り振りは、出店者間の協議により、可能な限り平等に取り決めます。
- 18 座敷棟、ハウス、座敷における火気の使用はいたしません。
- 19 施設の利用に際し、既設電源以上に電源が必要な場合は管理者の指示に従い、必要経費については自ら負担します。
- 20 許可期間満了日、若しくは施設使用許可取り消し後に、委員会が指定した期日までに、明け渡しが出来なかった場合は、設置した物品が委員会により撤去されても不服を申し立てません。また、その撤去や処分にかかる費用をお支払い致します。
- 21 牧野公園花見における売店営業規則及び売店施設利用規則に承諾し、これを遵守します。
- 22 上記以外の事項については佐川町長及び花見事業実行委員長の指示に従います。

牧野公園施設の使用について、上記の誓約事項を厳守いたします。なお、誓約事項に反した場合には管理者に従い、店舗の明け渡しを速やかに行うことに異議申し立てはいたしません。

令和5年 月 日

佐川町長 片岡 雄司 様
花見事業実行委員会 会長 大原 淑道 様

住 所：
店 舗 名：
代表者氏名：

印